

平成 18 年 9 月 15 日「一般廃棄物処理施設変更許可」
及び「産業廃棄物処理施設変更許可」の申請に係る
維持管理計画

5. 維持管理計画

5.1 搬入管理

本処分場は、表2で示す受入基準に適合する廃棄物を受け入れるものとし、以下に示す搬入管理を行うことにより、より適切な廃棄物の搬入を図る。

- ・事前書類審査
- ・搬入時検査
- ・埋立地内検査
- ・臨時検査

(1) 事前書類審査

- ・排出事業者に受入基準を明示し、周知を図る。
- ・排出事業者とは事前に委託契約を締結する。
- ・排出事業者から次の書類を提出させ、事前審査を行う。
 - 廃棄物排出工程
 - 廃棄物溶出試験成績表（汚泥等で有害物質の溶出の可能性があるもの）
 - 運搬計画
 - 搬入車両の車検証の写し
 - その他必要な書類

(2) 搬入時検査

- ・事前に登録された搬入車両かどうかの確認を行う。
- ・計量前に目視検査を行う。目視により、事前書類検査結果と比較しながら、荷姿、廃棄物の種類、大きさ、形状、臭気などを検査する。

(3) 埋立地内検査

- ・積載廃棄物の降ろす場所を指定し、降ろす時及び敷均しの際に、目視により展開検査を実施する。

(4) 臨時検査

- ・受入基準に合致しない可能性が認められた場合や上記各検査の効果を向上するためなどの必要な場合には次の検査を実施する。
 - 廃棄物の性状検査
 - 廃棄物の溶出試験
 - 排出事業所の現地調査

5.2 埋立管理

埋立作業にあたって、周辺環境を汚染することなく安全かつ効率的に行えるよう、適正な埋立管理を行う。埋立作業については、「2 埋立処分計画」に示す。

5.3 施設管理

施設の取り扱いや点検などの作業水準を確保するため、維持管理上の基準を策定し、施設の管理要因が変わっても、同様の維持管理を行うことができるような体制を整えるものとする。

(1) 点検の種類

点検は、日常点検、詳細点検、異常時点検に分かれる。各点検の目的は以下のとおりである。

(a) 日常点検

日常点検は、各施設の損傷の防止および損傷の早期発見を主目的とする。万一、損傷を発見した場合は、損傷の原因や補修の必要性などを検討するための情報を得る。

(b) 詳細点検

損傷が認められた場合で、かつその原因が不明の場合や補修の必要性が不明の場合、または補修方法を検討する場合に実施する。

(c) 異常時点検

地震や大雨などの異常時に、各施設の損傷を点検する。

(2) 点検の方法

最終処分場の適正な維持管理には、日常点検が基本となる。

表 57に、日常点検の項目および頻度を示す。

表 57 点検項目および頻度

点検箇所	点検項目	点検頻度	備 考
貯留構造物	損傷の有無	1回/月	貯留構造物付近で埋立作業をしている場合は1回/週以上
しゃ水工			
露出している場合(建設中)	・損傷の有無 ・接合の状況 ・シートの膨れ膨張状態 ・下部地盤の崩壊の有無	随時	
遮光性不織布で覆われている状態	・遮光性不織布の膨らみやへこみ	随時	電気的検知システムにて常時確認
保護土で覆われている状態	・保護土の膨らみやへこみ	随時	電気的検知システムにて常時確認
廃棄物の下に埋まっている状態	・浸出水や地下水の量および水質	測定時	電気的検知システムにて常時確認
雨水集排水施設	・損傷の有無 ・土砂の堆積状況 ・滯水箇所の有無 ・周辺部からの水・土砂の流入状況 ・周辺部の雑草の生育状況	1回/週 異常時の直後及び その他必要に応じて 随時	
地下水集排水施設	・地下水の水量および水質	測定時	
浸出水集排水施設	・浸出水の水量 ・埋立地内の耐水 ・地表面の亀裂・陥没 ・管の詰り(マンホールからの管内点検)	1回/週 及び その他必要に応じて 随時	
発生ガス処理施設	・損傷の有無 ・ガス発生の状況	発生ガス処理施設近隣の埋立期間は毎日 その他は1回/週	
調整池ダム 防災ダム	・防護柵の損傷の有無 ・貯留している水位 ・池底及び法面の土砂堆積状況 ・雑草の生育状況 ・放水口及び放水路の損傷の有無 ・ダムの損傷の有無	1回/週 異常時の直後及び その他必要に応じて 随時	池底の土砂については、1回/月以上
浸出水処理施設	・浸出水の水質・水量 ・処理水質 ・薬品などの貯留量 ・設備の点検	1回/日	処理水質についてはモニタリング計画のとおり

5.4 モニタリング計画

処分場の適切な維持管理のため、処分場周辺の地下水などのモニタリングを行なう。モニタリング計画を以下に示す。なお、項目、測定頻度、測定場所について、今後、関係機関の意見を聞く中で、更なる上乗せを検討していく。

(1) 地下水モニタリング計画

「技術上の基準」では、2ヶ所以上の観測井または地下水集排水設備により採取した水の水質検査を行うこととなっている。

本処分場における地下水のモニタリング計画を表 58に示す。なお、地下水集排水設備からの採水を行う地下水モニタリング人孔において pH と電気伝導率については、常時監視（連続測定）を行う。

(2) 放流水モニタリング計画

「技術上の基準」に基づき、放流水のモニタリングを行う。放流水のモニタリング計画を表 59に示す。

(3) その他

最終処分場の維持管理に必要なその他のモニタリングについて、発生ガス、浸出水のモニタリング計画を、表 60、表 61に示すとおりとする。

表 58 地下水モニタリング計画

モニタリング指標	測定頻度	設置場所
電気伝導度（又は塩化物イオン）	1回/月	「図 27 モニタリング位置図」のとおり
水素イオン濃度（法的規定はない）	(地下水モニタリング 人孔では連続測定)	
地下水等検査項目	1回/年	「図 27 モニタリング位置図」のとおり
アルキル水銀		
総水銀		
カドミウム		
鉛		
六価クロム		
砒素		
全シアン		
PCB		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
ジクロロメタン		
四塩化炭素		
1,2-ジクロロエタン		
1,1-ジクロロエチレン		
シス-1,2-ジクロロエチレン		
1,1,1-トリクロロエチレン		
1,1,2-トリクロロエタン		
1,3-ジクロロプロペン		
チウラム		
シマジン		
チオベンカルブ		
ベンゼン		
セレン		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
フッ素		
ホウ素		
ダイオキシン類	1回/年	「図 27 モニタリング位置図」のとおり

表 59 放流水モニタリング計画

モニタリング指標	測定頻度
水素イオン濃度(pH)	連続測定
UV 吸光度	
放流水量	
生物化学的酸素要求量(BOD)	1回/月
化学的酸素要求量(COD)	
浮遊物質(SS)	
排水基準などに係る項目(有害物質)	1回/年
カドミウム及びその化合物	
シアノ化合物	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	
鉛及びその化合物	
六価クロム化合物	
砒素及びその化合物	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
アルキル水銀化合物	
ポリ塩化ビフェニル	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエタン	
シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
1,3-ジクロロプロパン	
チウラム	
シマジン	
チオペンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
ふつ素及びその化合物	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
排水基準などに係る項目(その他の汚染物質)	1回/年
ノハマヘキサン抽出物質含有量 鉛油類	
ノハマヘキサン抽出物質含有量 動植物油類	
フェノール類含有量	
銅含有量	
亜鉛含有量	
溶解性鉄含有量	
溶解性マンガン含有量	
クロム含有量	
大腸菌群数	

ダイオキシン類	1回/年
---------	------

表 60 発生ガスモニタリング計画

項目	測定頻度	調査地点等
メタン	2回/年	豎型排水管
二酸化炭素		

表 61 浸出水モニタリング計画

項目	測定頻度	調査地点等
水素イオン濃度		
生物化学的酸素要求量		
化学的酸素要求量	4回/年	浸出水処理施設流入口
アンモニア態窒素		
水温		

5.5 埋立終了後の維持管理

埋立終了後の維持管理は、技術上の基準より以下のとおりとする。

- ①廃棄物の飛散・流出及び悪臭の発散の防止のため、最終覆土を厚さ1mで行う。
- ②火災の発生を防止するため場内を火器厳禁とともに、消火器などを備えておく。
- ③ねずみ・蚊・はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布などを必要に応じて行う。
- ④ネットフェンスなどにより、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておく。
- ⑤立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておく。
- ⑥貯留構造物等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
- ⑦遮水工を電気的検知システムなどにより定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずる
- ⑧埋立地からの浸出水による最終処分場の周辺の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所および地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を行う。
- ⑨地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査を行うとともに、地下水集排水設備により収集された地下水も浸出水処理施設にて処理する。
- ⑩調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
- ⑪浸出水処理施設は、放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理を行う。また、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずる。
- ⑫外周水路などの設備の維持管理を行うとともに、当該設備により埋立地の外に廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去を行う。
- ⑬豎型集排水管より発生ガスを放出するとともに、豎型集排水管の定期点検を実施する。
- ⑭埋立てられた廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理のための点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

表 2 埋立廃棄物の種類

共通受入基準	
①著しい発色性を有しないもの ②著しい発泡性を有しないもの ③著しい悪臭を発散しないもの ④著しい飛散性を有しないもの ⑤火気及び発火性を有しないもの	
種類	受入基準
廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径がおおむね 15cm 以下 ・中空の状態でないもの
ゴムくず	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径がおおむね 15cm 以下 ・中空の状態でないもの
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径がおおむね 30 cm 以下 ・中空の状態でないもの
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径がおおむね 30 cm 以下 ・中空の状態でないもの
工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径がおおむね 30 cm 以下 ・中空の状態でないもの
燃え殻 (溶融固化したものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・溶出試験結果が判定基準を超えないこと
汚泥 (し尿処理汚泥を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・含水率が 85 パーセント以下
紙くず	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散防止措置を講じたもの
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径がおおむね 1m 以下 ・中空の状態でないもの
繊維くず	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散防止措置を講じたもの
鉱さい	<ul style="list-style-type: none"> ・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・最大径がおおむね 30cm 以下
動植物性残さ	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径がおおむね 30 cm 以下
一般廃棄物焼却灰等 (溶融固化したものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・溶出試験結果が判定基準を超えないこと

※溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属などの検定方法」(昭和48年 環告13号)による。

※判定基準は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年 総令5号)

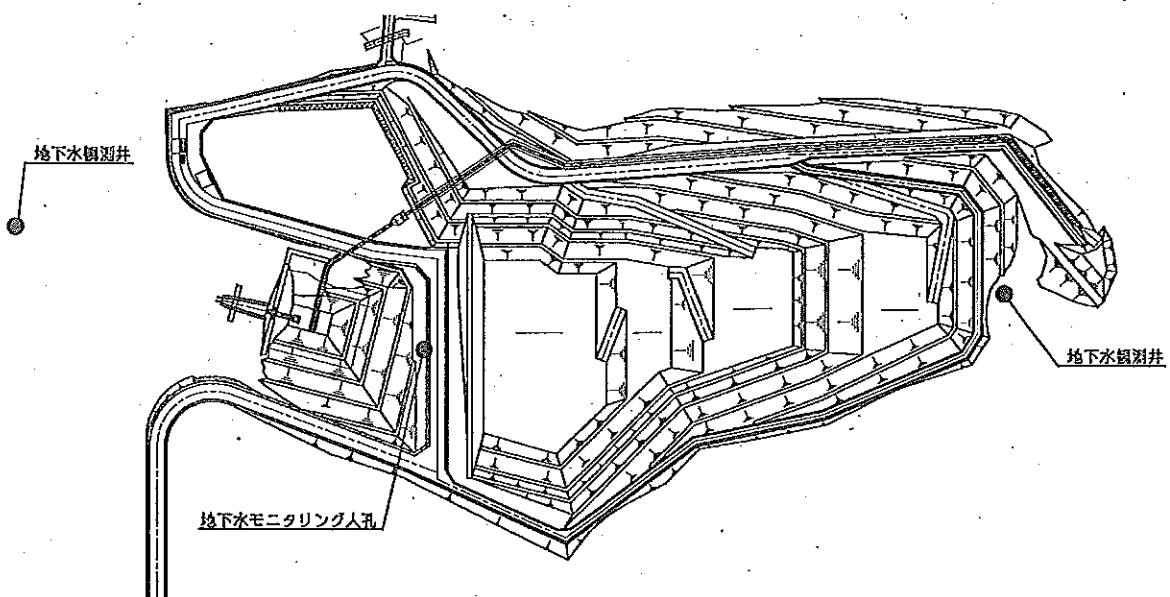


図 27 モニタリング位置図